

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
 (参考送付先)  
 庁内各局部課長  
 各附属機関の長  
 各地方機関の長

警 察 庁 丙 人 発 第 1 9 5 号  
 令 和 5 年 1 2 月 1 2 日  
 警 察 庁 長 官 房 長

#### 警察職員の一層の綱紀粛正について（通達）

警察は、国民の負託を受け、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという極めて重大な責務を担っており、その責務を果たす上で、国民の信頼及び協力を確保することが不可欠である。

しかしながら、本年に入り、警察職員の現場臨場時における窃盗事案、飲酒運転や薬物使用事案等の、およそ警察職員としてあるまじき非違事案が発生し、懲戒免職の処分者数も増加している状況にある。

さらには部下職員を管理監督し模範となるべき立場にある幹部職員による非違事案も発生しており、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

このような非違事案増加の背景として、コロナ禍以降の組織全体の規律の弛緩も懸念されるところであり、年末年始を控えたこの時期に、改めて警察規律の振肅を徹底し、今後の警察組織の態勢に万全を期すことが急務である。

については、各都道府県警察にあっては、全ての警察職員に対して、警察の責務を果たす上では、何にも増して国民の信頼が不可欠であることを認識させた上で、高い使命感と倫理観をかん養する取組を一層推進されたい。

あわせて、特に年末年始においては飲酒機会の増加も予想されることから、現在、各都道府県警察において推進中の飲酒を伴う非違事案防止に係る取組について、改めてこれが形骸化することなく真に実効あるものとなっているか検証しつつ、職員々々にその内容を周知させ、更に節度ある飲酒その他の警察職員としての適正な飲酒の在り方について自ら考えさせるなどして、一層の綱紀粛正を図ることとされたい。

また、これら取組については、一過性のものに終わらせることなく、組織全体として継続的に推進し、今後の非違事案の絶無を期されたい。